



鳥取県の野鳥において 低病原性鳥インフルエンザ検出

鳥取県東伯郡で捕獲された野鳥の生体 1 検体からH7N7亜型、さらに同県鳥取市で採取された野鳥の糞便からH5N1亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました

また、韓国では10月以降、野鳥において50例以上の低病原性鳥インフルエンザウイルス分離事例が確認されており（H5およびH7亜型）、依然として国内への侵入リスクが高い状況です。（裏面参照）

**飼養衛生管理基準を順守し、
高病原性鳥インフルエンザなどの対策の徹底をお願いします。**

- ・ 病原体の侵入防止のため、衣服や長靴の消毒、車両の消毒、防鳥ネットの破れがないかを再確認してください。
- ・ 鶏舎周囲、衛生管理区域周囲に石灰散布をするなど、適切な消毒を実施してください。

いつもと様子が違う時は、早期の通報をお願いします

1日の死亡率が前21日平均の2倍以上



家畜保健衛生所にご連絡ください

（その他、下記のような場合もご連絡ください）

- ・ 5羽以上の鶏がまとまってうずくまっている、死んでいる
- ・ 脚部の皮下出血、肉垂の出血・壊死、突然の沈うつといった症状が見られる

飛騨家畜保健衛生所（飛騨総合庁舎内）

〒506-8688 高山市上岡本町7-468

TEL:0577-33-1111 FAX:0577-32-9019 E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

